

全国社会福祉協議会は
ともに生きる
豊かな福祉社会を
めざします。

Japan National Council of Social Welfare



**Annual Report
2012-2013
Process & Achievement**

2012-2013



トップメッセージ

国において2025年に向かう超高齢社会、少子化に対する社会保障政策、社会福祉制度の全体像がここにいたって現れつつあるなかで、戦後半世紀をこえて今日の福祉基盤を築いてきた社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等関係組織（以下「社協等関係組織」という）においては、自らの意識変革と新たな挑戦が必要な転換期におかれています。それは、まさに「全社協 福祉ビジョン2011」が謳う「ともに生きる豊かな福祉社会」を実現するための果敢な取り組みであり、社協等関係組織の連携・協働の推進であります。

こうした背景には、保育・社会的養護、障害者や介護・サービスの需要が急増し、これらの福祉ニーズが質的にも多様化し変化しているという現実があります。さらに、昨今の孤立や孤独死、ひきこもり、虐待・DV、自殺、生活困窮など厳しい福祉課題・生活課題が全国に広がっている現実があります。とくに、こうした困難な状況にある人びとに、社協等関係組織は十分に応えきれていないといった指摘を甘んじて受けざるを得ません。そのため、社協等関係組織が縦割な福祉諸制度や組織の枠を超えて、総合的に支援・対応をすすめることが喫緊の課題であり、近未来に向かい、十分な備えと新たな活動・事業に着手するべき重要な時期にあるのです。

あらためてとらえれば、社協等関係組織は、地域の基幹の社会資源となっております。そのうえで、地域のさらなる変化や福祉課題、潜在化している福祉ニーズをきめこまやかに把握し、住民に信頼され、支持される組織として連携・協働していくことを21世紀時代の「福祉の原点」としなければなりません。

全社協では、この一年の社会経済や政策の動向などを踏まえつつ、社協等関係組織が果たさなければならない社会的な使命、役割などについて「新たな提言」等を発信するとともに、全国の社協等関係組織が地域への貢献活動を展開するよう働きかけてきました。

次なる一年において、さらに歩みを着実にしていくべく、この一年を振り返り、社協等関係組織はもとより、広く社会に対しわれわれがめざす安心安定したふくしの社会づくりにご理解をいただくために、本アニュアルレポートを刊行するものです。多くの方々にご活用いただくことをこころよりご期待申し上げます。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 会長 斎藤 十郎

Annual Report Process & Achievement 2012-2013

特集

社会福祉協議会、 社会福祉法人・福祉施設、 民生委員・児童委員による 生活困窮者支援。

今、私たちの暮らしの基盤となっている地域社会や家族は大きく変化し、高度経済成長期に形作られてきた社会保障・社会福祉の枠組みでは対応しきれない様々な課題が広がりつつあります。孤立死や虐待・DV、ひきこもり、自殺等の深刻な課題が全国各地で顕在化し、また、失業や離職、就職難等により経済的困窮に陥るとともに社会とのつながりを断たれ、自立への意欲を失ってしまう人も増えています。

全社協では、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員をはじめとする福祉関係者に対して、これまでのサービスや活動を一層充実させるとともに、とくにこうした困難な状況にある人々への支援を強化するよう働きかけるとともに、課題を整理して制度の創設や改善を国に要請するなど、今日的な社会問題の解決にむけて取り組んでいます。



case

1

地域の課題を、地域で考え、 みんなで解決するためのコーディネート役

▶ 社会福祉法人 大津市社会福祉協議会

滋賀県

「断らない」をモットーとする 大津市社協の 「総合ふれあい相談」

経済的困窮、ひきこもり、孤立死、自殺、虐待や悪質商法被害など、地域における課題は増加するとともに多様化・深刻化しています。こうした地域の課題を解決するために大津市社会福祉協議会（以下、「大津市社協」）が積極的に取り組んでいるのが、「総合ふれあい相談」という総合相談・生活支援事業です。

特徴は、「どんな困り事でも断らない」ことを基本とした相談スタイル。来談者の思いを大切に、窓口では「お茶」を出すところから支援がスタートします。

もちろんあらゆる相談事を、社協のなかだけで解決することは不可能です。持ち込まれた相談は、市内のさまざまな機関・団体と連携し、専門職のアドバイスをもらいながら解決方法を探っていくのです。

「総合ふれあい相談」の窓口は、社協事務局と市内7ブロックの市民センターやデパート内に設置（隔週で月2回の実施）され、地域住民が相談に来やすい体制を整えています。

地域に最も近い学区社協が充実。 物資の収集や 小口資金融資制度なども

「地域の連帯と福祉の増進を図る基本的な単位は学区社協である」という考えに基づき、大津市社協では早くからその整備にも力を注いできました。市内を7ブロックにわけ、その中の小学校36区に学区社協を設置。住民を主体とする活動をていねいに続けてきました。

各学区社協の影響力は、大津市社協が市民に呼びかけた「生活支援物資収集活動」などの実績をみると明らかです（表1参照）。学区社協が先頭となって、米やレトルト食品など、さまざまな生活支援物資を集めます。これらは「総合ふれあい相談」を訪れる要緊急支援者やホームレスの人たちのための支援物資として活用されていくのです。

物資だけではありません。法外支援資金として、支援資金制度をそれぞれの学区で独自に用意。「学区民が予期せぬ災害や、困難な事態に遭遇した場合の救済援助」を目的とし、特別会計資金などを資金源として運営されてきました。生活福祉資金の



来談者の困りごとを真ん中において、
弁護士や専門職と一緒に考えます。

大石学区社協西勝太郎会長（前列左）「住民に物資の提供を呼びかけて集めた後は、その報告もしっかりと住民に返して理解を広げるように心がけています。」

NPO法人大津夜まわりの会小坂時子理事長（前列中央）「ホームレスの方からの相談で、私達だけで解決できない時には社協につなぐことができるのでとても頼りにしています。」

大津市社協心配ごと相談員熊澤孝久氏（前列右）は、総合ふれあい相談の「徹底的に聴く」スタイルを生み出した精神的な支柱とも言える存在。後列左から大津市社協地域福祉課長山口浩次氏、生活支援係長吉田靖洋氏。



貸付対象にはならないとされる相談者に「総合ふれあい相談」が対応を検討できるのは、学区社協のこのような制度があるからこそです。まさに、地域の人たちが地域を支える互助活動と言えます。

〔表1〕学区社協が中心となって集めた生活支援物資
(平成25年9月現在実績)

● お米	192kg
● 缶詰	361点
● カップ麺	793食
● 袋ラーメン	256食
● レトルト食品	330点
● 海苔・ふりかけ類	61点



支援を受けた人が、 ボランティア活動に参加。 地域への参加意識をもった 市民を増やすための取り組み

地域内で支援活動が活発に行われていると、住民たちの参加意識も自然と向上していきます。その意識が、台風や地震などの大きな自然災害が起こったときに大きな力となります。自然につながっていったネットワークを通じて、あっという間にボランティア希望者が集結してくるのです。

とくに大事にしているのが、「『総合ふれあい相談』など、社協で何らかの支援をした人に、次にはできるだけ支える側への参加を要請すること」(山口浩次課長)です。社協の活動(活動ポスターの配布・災害ボランティアなど)にボランティア参加することで、自信をつけるとともに、地域とのつながりも生まれます。こうした積み重ねが、地域の福祉力を増大させていくのです。

「社協の仕事とは、相談者の困り事を地域に返し、みんなで解決するためのコーディネート役」というのが、大津市社協の基本的考え方です。つねに地域にアンテナを張り巡らし、困っている人がいると地域にSOSを発信、みんなで問題を解決していく。そんな住民参加型の地域福祉の旗振り役として、地域の人たちから頼りにされています。



災害ボランティアに
集まった市民



京阪電車と協働し、総合ふれあい相談や社協活動をPRするラッピング電車を走らせています。



ラッピング作業に参加するボランティアの方々

生活困窮者、障害者の就労支援 福祉施設におけるユニバーサル就労の実践

▶ 社会福祉法人 海望福祉会

富山県

一人ひとりの希望や目標に合わせたユニバーサル就労

社会福祉法人海望福祉会（以下、「海望福祉会」）では、平成17年に養護学校（現、総合支援学校）から卒業後の就業についての相談を受けたことを機に、「ユニバーサル就労」の取り組みを始めました。「ユニバーサル就労」とは、生活困窮者や障害者など社会的支援が必要な人たちに就労や社会参画の場や機会を提供する取り組みです。そして、これまでの実績を活かして、25年度より魚津市の委託を受け、自立支援プログラム推進事業を新たにスタートさせたのです。

新事業の目的は、生活困窮者の経済的自立、健康回復・維持、生活管理力、日常的自立、社会的つながりの回復・維持、地域社会の一員としての社会的自立を支援することです。自立支援プログラム推進事業では、必ずしも生活保護をまったく受給しない状態になることだけをめざすのではなく、就労体験を行うことで社会参加を促し社会的居場所づくりを行う中間的就労から、経済的自立まで、個別に目標を設定します。主な仕事内容は、①レクリエーション補助 ②畑仕事 ③シーツ交換 ④窓ふき ⑤清掃（浴室、居室）⑥車いすみがき、タイヤの空気入れ ⑦池の掃除 ⑧厨房での食器洗浄 ⑨食材の切り込み。このような仕事を本人の希望で選択し、ボランティアからスタートして個人の状況に応じて、実費弁償程度での活動参加、雇用（最低賃金保証）、一般賃金（有資格者）へと段階を踏んでいきます。プログラムの参加者は50～60代の男性が中心です。魚津市の生活保護担当からは、これまで受け皿のなかった日常的・社会的な自立を目指す中間的就労の場が誕生したことに大きな意味があると評価されています。福祉施設にとっても、行政と連携することで、行政担当者が対象者の人選、情報をもとにした適性を見極め、連絡、その他の細かなフォローまでを担うため、施設側はトレーニングに専念できるようになりました。

カギとなる職域のコーディネート

ユニバーサル就労で、介護の経験のない人たちを現場で受け入れる際にカギとなるのは職域の見直しとコーディネート。施設の仕事は介護ではありません。掃除や洗濯の仕分け、片付けなどさまざまな仕事があり、そうした仕事は資格を取得していない人でも十分にでき、大きな戦力になります。それは、職員の働きやすさにつながり、ひ

いては人材の定着にもつながります。海望福祉会では、ハローワークで仕事が見つからなかった人も、職域のコーディネートさえしっかりと行えば十分に働いてもらえるということを障害者雇用で経験し、手応えを感じていました。またそれは、施設運営の長年の課題でもある人材不足の解消にもつながる可能性があると考えたのです。

仕事を通じて変わっていく姿

また、ユニバーサル就労にあたって、現場の介護職員には、受け入れた方たちに対していねいな言葉づかいで仕事のやり方を説明し、その貢献に対する感謝をきちんと伝えることを徹底しています。「福祉職場の職員は、元々支援を必要とする方々に貢献する心を持っていますから、ユニバーサル就労の受入れでもそれが発揮されます。また受け入れた方達が仕事を通じて新たな能力を開花させて、生き生きと働いてくださる姿に福祉職として喜びとやりがいを感じているようです」と総合施設長の大崎雅子氏は話します。

社会福祉法人が持つ機能と人材を活かした社会への貢献

平成17年からの就労支援の取り組みを経て、現在雇用契約を結んでいるのは、11名（障害者雇用を含む）。ボランティア（実費弁償の方含む）は10名にのびります。

大崎氏は、「職域や就労時間を細かく分けて育成していくことは、時間や細やかな配慮、根気も必要ですが、ここさえきちんとできれば個人の力が開発され、協働できる現場として、うまくつながっていく」と言います。海望福祉会のユニバーサル就労は、社会福祉法人が持つ機能と人材を活かして、就労・雇用という形で支援することで、障害者や生活困窮者一人ひとりが生きる力を見出す支援です。その実践を積み重ねていくことが社会貢献であり、社会福祉法人が果たす大きな役割のひとつだと言えます。



大崎雅子総合施設長（中央）「仕事を始めることで、服装や表情まで明るく変わられる方が多いです。」



ボランティアからスタートして非常勤雇用となり、今では新人スタッフの指導を担当される方もいます。



一人ひとりに合わせて丁寧にトレーニングしていくことで、さまざまな業務を担当できるようになります。

case 3

地域の把握や見守り活動で 暮らしの安心を守る民生委員・児童委員

▶ 流山市民生委員児童委員協議会

千葉県

いつでも地域住民を見守る 地道な活動こそが原点

「おはようございます！ 今日元気に頑張って勉強してくださいね」

流山市内のある小学校の通学路。毎朝ここに、カウンターを持って子どもたちの登校の様子をチェックする女性がいる。彼女は、流山市民生委員児童委員協議会（以下、流山市民児協）の会長を務める大野トシ子さん。地域の子どもたちの見守り活動を、もう13年以上も続けています。

「自分たちの存在を町の人に知ってもらうには、子どもたちと仲良くなるのが一番。他の場所でご両親と一緒にいるときに会っても、『あの人が毎朝声をかけてくれる民生委員のおばちゃんだよ』って私のことを紹介してくれるんです（笑）」

今では子どもたちの顔や様子を見ているだけで、彼らのちょっとした変化に気づくようになったとのこと。会長自らが率先してこのような活動を行っているため、市民児協の民生委員・児童委員も会長に倣って積極的に地域住民の生活課題を把握するようにしています。

災害マップ・緊急連絡網の作成で 地域の要援護者も重点的にチェック

担当地域の把握のために、民生委員が大切にしているのが「災害時要援護者台帳」や「災害時マップ・緊急連絡網」等の作成です。国土地理院の白地図をもとにして、自分が担当する地区で災害時に支援を要する人はどこに住んでいるのか、一人世帯はどれくらいあるのか等を詳細に書き込んであります。

個人情報の管理が厳しくなっている今、このような詳細情報を集めるのは至難の業です。しかしいざという時に備えて地域住民の状況把握のためには、絶対に必要なデータです。流山市民児協の民生委員は、日ごろから一人暮らし高齢者世帯や介護が必要な人がいる世帯に頻りに顔出しし、その状況把握に努めてきました。

長年の努力の末にやっと完成したのが、非常に精度の高い現在の災害時マップ。緊急避難路の順序なども細かく書き込まれていて、いざという時にはこれさえあれば地域の様子が一目で理解できます。

定期的な更新作業を通して各委員はこれらの情報を記憶しているため、東日本大震災の際にも地図をいちいち確認せずともスムーズな安否確認ができたといえます。

市内の小・中学校と連携して 「児童虐待防止標語」を募集

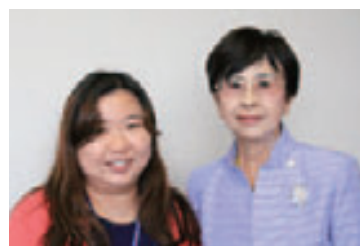
流山市民児協では、平成24年度から「児童虐待防止標語募集」という取り組みを新たにスタートさせました。児童虐待防止にむけた取り組みについては、これまで子育てサロン「ちょっとぽっとタイム」などでお母さん向けの講座などを開催してきましたが、これは子どもたち自身に虐待防止キャンペーンの標語をつくってもらう企画です。

募集対象は、市内の小・中学校の生徒たち。流山市教育長にもご協力いただき、市内のほとんどの学校が参加することになりました。初めての試みであったにもかかわらず、集まった児童虐待防止の標語は、なんと1,967通。子どもたちの関心の高さが伺えます。

「もう一度 こどもの目見て こころ見て」(小学校の部：最優秀賞)
「気付けてよ 小さいけれど 確かなサイン」(中学校の部：最優秀賞)

標語を読むと、どれもドキッとさせられるものばかりです。選ばれた優秀作品の標語はポスターとなり、市内の各所に掲示されました。

流山市民児協が大切にしているのは、このようにおとなも子どもも住民たち自らが参加して、みんなでより良い地域を作りだしていかうという協働意識。民生委員・児童委員がそのための仲介役になるように、地域の「見守り」を中心とした地道な努力を続けています。



流山市民児協大野トシ子会長(右)
「『あなたがいてくれて良かった』と住民の方からの言葉をいただくことが一番のやりがいです。」
流山市社協地域福祉係早川恵主査(左)「民生委員・児童委員の皆様のきめ細かな活動が地域福祉の大きな力です。」



民児協でのマップづくり



市のイベントで児童虐待防止を
呼び掛けるコーナーを設置



子育てサロンは楽しいプログラムを
工夫して準備します。

全国社会福祉協議会は ともに生きる豊かな 福祉社会をめざします。

全国社会福祉協議会

社会的使命

全国社会福祉協議会（以下「全社協」という）は、全国の社会福祉協議会（以下「社協」という）、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等福祉組織のネットワークによる連絡・調整をもとに、高齢者・障害者・子ども家庭などの福祉分野や、生活困窮などと広範な福祉制度の改善の取り組み、また社会福祉に関するさまざまな事業・活動をすすめ、もって全国の福祉事業と福祉活動を発展・活性化させ、わが国の社会福祉の増進に努めています。





社会福祉に関する提言、アピール。

全社協政策委員会では、構成組織が連携してめざす福祉の姿について議論し、「全社協 福祉ビジョン2011」を平成22年12月に発表しました。また、社会経済情勢や政策の動向、人々のニーズの変化などを踏まえつつ、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等の福祉関係者が果たさなければならない社会的な使命、役割などについて強化方針や提言等を発信するとともに、全国の社協等関係組織が地域への貢献活動を展開するよう働きかけを強化しています。

全社協 福祉ビジョン2011 [2010.12月]

求められる変革

- ①制度内の福祉サービスの改革、財源確保
- ②制度外の福祉サービス・活動の開発・実施
- ③公私の社会福祉関係者とともに、住民・ボランティアの主体的な参加の環境づくり

社協・生活支援活動
強化方針 [2012.10月]

新たな福祉課題・
生活課題への対応と
社会福祉法人のあり方に
関する検討会報告 [2012.10月]

社会保障政策、福祉制度改革への対応

一人ひとりの幸せにつながる
社会福祉をめざします



わが国では、長引く経済の低迷による貧困・生活困窮問題が顕著化し、さらに少子高齢化・核家族化による介護・子ども子育てなどのニーズも量的、質的に急増しています。

こうした情勢下、「21世紀（2025年）日本モデル」への転換を謳う、国の社会保障制度改革国民会議の報告も示され、今後、わが国の社会保障政策、福祉制度は大きな改革期を迎えていくことになります。

全社協は、このような社会情勢の変化と国民の福祉ニーズを踏まえ、全国の福祉関係組織と連携協力し、一人ひとりの幸せにつらなる社会福祉の向上をはかるため、制度改革への対応をすすめています。

一方、近年、社会福祉法人・福祉施設に対する指摘もあるなど、あらためて公的な位置にある社会福祉法人の使命と役割を確認しつつ、主体的な貢献活動を実践し、存在意義を示すことが重要な課題です。

【『全社協 福祉ビジョン2011』の実践展開への取り組み】

平成22年12月の『全社協 福祉ビジョン2011』にそう全国各地での先駆的活動を『全社協福祉ビジョン2011実践事例集～今、福祉関係者に求められる視点と実践』（平成25年3月）として作成し、社協等関係組織に広報・普及をはかりました。

さらに、平成25年度において、社会福祉法人・福祉施設や社協等の連携・協働による地域の福祉課題・生活課題への取り組みを促進する事業を、秋田・大阪・島根の社協等関係組織の協働により実施していきます。社協等関係組織がこのような横断的に協働し、地域住民のための福祉を高めていくことは、まさに福祉ビジョンが掲げる目的の実践活動の展開です。

【「社協・生活支援活動強化方針」の策定、実践へ】

地域の多様化・深刻化する福祉課題に応えるため、今日的な社協の存在意義と役割を提言する「地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止にむけた行動宣言」を定め、その実践のためのアクションプランを策定しました。（平成24年10月）

平成25年度はじめには、4ブロックでの社協活動全国会議を開催し、アクションプランにそう活動発表や協議を進め、また社協関係機関誌等広報媒体の活用などをもって全国的な活動実践を着実に進めるべく取り組んでいます。

【社会福祉法人・福祉施設の社会貢献の強化促進】

全社協・政策委員会に「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会」を設置し、社会福祉法人が専門性や人材・物的資源の強みを生かして、制度の狭間のニーズや稼働世代の生活課題に向かい合い、積極的な支援活動を進めていく趣旨の提言を行いました。（平成24年10月）

また、全国社会福祉法人経営者協会（以下「全国経営協」という）においては、「アクションプラン2015」の取り組みに努め、社会福祉法人が地域に根ざして主体的な貢献活動を進めるよう働きかけています。一方、いわゆる「内部留保」に関する実態と課題を整理するため、平成24年度に「社会福祉法人経営と財務基盤に関する調査・研究事業」を実施したうえで、平成25年度には全国経営協において情報公開や外部監査、第三者評価の受審促進等の方針を確認しつつ、社会的責務を果たすべく組織的な取り組みを推進しています。

Topics



生活困窮者支援への対応

➡ 社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」への参画(全国経営協、全国民生委員児童委員連合会、社会福祉協議会)



地方分権改革への対応

➡ 児童福祉施設最低基準の都道府県条例の策定状況の把握、要望活動
➡ 都道府県知事に権限委譲された民生委員・児童委員の研修内容に関する状況把握



次世代育成支援対策、児童福祉制度拡充への取り組み

➡ 「子ども・子育て会議」への参画(全国保育協議会)
➡ 「施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ」への参画(全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会)



新たな障害保健福祉施策の検討への対応

➡ 「障害者政策委員会」への参画(全国身体障害者施設協議会)
➡ 優先調達推進法成立に向けた働きかけ、共同受注窓口組織に関する調査研究の実施



社会福祉関係予算・税制に関する要望書の提出

➡ 東日本大震災被災地の社会福祉事業の復興支援、各福祉分野の制度の充実・強化、財源確保等を要望(政策委員会)

社会的孤立を防ぎ、 住み慣れた地域での 暮らしを支えます

地域のきめ細かな見守り、
支援活動の展開



家族や近隣から気づかれないうまでの「孤立死」や「ひきこもり」の問題、虐待などが社会問題として地域に広がっています。社会的孤立を防ぎ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと自分らしい生活を営めるよう、社協や民生委員・児童委員による地域での支援活動、ボランティア・市民活動の振興に取り組んでいます。

Topics & Data

！ 6万か所、ふれあい・いきいきサロンの広がり

地域の高齢者などの利用者とボランティアとがともに協働し、運営していく仲間づくりの活動として、ふれあい・いきいきサロンの活動を推進しています。気軽に立ち寄れる出会いと交流の場が全国各地に広がっています。

Data

- ▶設置箇所数・・・・・・・・・・・・・・
39,496カ所(H174.1.)
⇒**60,294カ所**(H24.4.1)
- ▶延べ参加者数(概数)・・・・・・・・・・・・
614万7714人(平成23年度)

！ 172万人を支える 小地域ネットワーク活動

ひとり暮らしの高齢者など、支援を必要とする人を見守り支えています。住民が互いに支え・支えられるネットワーク活動が展開されています。

Data

- ▶見守り活動対象者(世帯)数・・・・・・・・
1,966,725件(H24.4.1)
- ▶活動に参加する住民、ボランティア数・
40万7736人(平成23年度)

！ 全市区町村社協・ボランティア・ 市民活動センターの展開

地域でのボランティアの養成、ボランティアを必要とする人・団体などと活動者のマッチングを行います。また災害時には災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げるため、日ごろから災害時の支援活動の経験・ノウハウ・知識の共有や人材養成をすすめています。

Data

- ▶社会福祉協議会が把握する
ボランティア数・・・・・・・・・・・・・・
867万8796人(平成23年4月現在)

【地域協働による重層的な支援活動の展開】

必要な時に適切な福祉サービスを利用できるとともに、住民どうしの支え合い・見守り・かかわりのもとに、暮らしやすいまちづくりがすすむよう、総合相談や見守り活動、ふれあい・いきいきサロン活動などを推進しています。さらに住民参加による生活支援活動を推進するため、先進活動事例等の収集、課題の整理等を行い、それらを全国の市区町村社協や広く社会にむけ、情報発信しています。

【地域の民生委員・児童委員活動の促進】

多様化・深刻化する地域の生活問題に対し、民生委員・児童委員活動を一層展開していくため、民生委員児童委員協議会(以下「民児協」という)の活動実態調査等にて課題を整理し、必要な改善策を要請するなど、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに組織的に取り組んでいます。

また、地方分権改革により民生委員・児童委員の研修内容の決定などが国から都道府県知事に委譲されたことをうけ、全国民生委員児童委員連合会では、この機会に研修の質を維持・向上を目的として全国共通のモデルカリキュラム・研修用のワークシート、事例集を作成し、民児協組織、地方公共団体などへ提供しました。

【ボランティア・市民活動の振興、福祉教育の推進】

「第3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」の終了を受け、ボランティアに対する国民の理解と参加の一層の促進をはかるため、これまでの成果と課題を踏まえて、社協ボランティア・市民活動センターの推進方策を検討しています。

また、ホームレス問題などへの住民の理解や協力を促すため、福祉教育のあり方を検討する研究会を設置し、「社会的包摂にむけた福祉教育～共感を軸にした地域福祉の創造」との報告書をまとめました。(平成25年3月)

！ 23万民生委員・児童委員の福祉 活動の展開

地域に暮らすおなじ住民の立場から、さまざまな心配ごとや困りごとの相談にのり、福祉サービスの利用などのため行政や社協関係機関と連絡・連携して住民の支援にあたっています。(民生委員・児童委員は、民生委員法に位置づけられ、自治体の長の推薦で厚生労働大臣が委嘱します。)

Data

- ▶民生委員・児童委員数(定数)・・・・・・・・
23万3,526人(地区担当: 211,923人、
主任児童委員: 21,603人)
- ▶年間の総活動件数・・・・・・・・・・・・・・
約3,365万件(平成23年度福祉行政報告例)



生活の立て直し、自立への支援を進めます

低所得者・失業者などへの生活支援・セーフティネットの強化

家族や地域の変化、また長引く経済の低迷、非正規雇用の広がりなどにより、生活困窮となる人々が増えています。市区町村社協においては、総合的に相談を受けとめる体制を整備し、強化するとともに、生活福祉資金の相談・貸付けなどにより、一人ひとりに寄り添った相談・支援をすすめています。さらに、社会福祉法人・福祉施設や社協において、社会参加や就労の場づくりなど、暮らしを支えるセーフティネット対策の強化に取り組んでいます。

【生活困窮者支援策の具体化への対応】

「生活困窮者自立支援法案」を平成25年度秋の国会で早期に成立させるよう働きかけ、生活困窮者支援に関する制度・体系を確立させることが重要な課題です。

さらに、平成25年度から2年にわたる生活困窮者自立促進支援モデル事業を、社協、社会福祉法人が地域の実情にそくし実効性ある事業として積極的に展開していくことが重要な課題です。本モデル事業の総合相談支援や家計再建支援等の展開から、機能強化や専門人材の体制整備にむけた課題を整理し、政策提言や予算要望を行っていきます。

【生活福祉資金貸付制度の改善、相談支援体制強化の取り組み】

「第2のセーフティネット」として本貸付が活用されているなか、制度の利用と位置づけを検証しつつ、利用者の自立支援と適切な債権管理をはかれる制度・運営をめざして都道府県・指定都市社協と市区町村社協が連携して取り組んでいます。

とくに、リーマンショックを契機に、派遣労働者や非正規雇用の不安定雇用、解雇が社会問題化するなどの厳しい雇用情勢下で創設された総合支援資金には、開始から急激に借入相談が寄せられました。しかし、雇用情勢はいつだって厳しく、就職につながらない多くの借受世帯では、引き続いての支援が必要な状況にあるなど、とくに市区町村社協などにおける支援体制の整備が重要な課題となっています。

平成25年においては、「生活福祉資金（総合支援資金）借受世帯現況調査」を計画しており、制度や運営体制の課題整理をすすめ、引き続き改善に取り組んでいきます。



Topics & Data

！ 今日の低所得ニーズに対応する生活福祉資金貸付制度

低所得世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸付と必要な支援を行います。昭和30年度から各都道府県社協が、市区町村社協や民生委員と連携して実施しています。

Data

▶総合支援資金等の貸付状況

(平成24年度実績)

○総合支援資金

貸付件数 ⇒ 9,920件

貸付金額 ⇒ 51億1,131万円

○教育支援資金

貸付件数 ⇒ 1万4,113件

貸付金額 ⇒ 94億8,486万円

○緊急小口資金(東日本大震災分除く)

貸付件数 ⇒ 1万1,101件

貸付金額 ⇒ 8億5,469万円

○東日本大震災被災地における

緊急小口資金貸付(平成22～23年度)

貸付件数 ⇒ 7万1,010件

貸付金額 ⇒ 99億9,515万円



福祉サービス 利用者の 権利を守ります

福祉サービスの質の向上、
権利擁護・虐待防止の推進



福祉サービスを安心して利用できるよう、「福祉サービスの質」の向上が重要な課題となっています。第三者評価事業や苦情解決事業などを通じ、利用者を主体とした福祉サービスの質の向上にむけた取り組みを推進しています。

また、増え続ける児童虐待、高齢者や障害者に対する権利侵害に対し、社協、福祉施設、民生委員・児童委員、行政などの連携による虐待の予防・早期発見・早期対応のための取り組みが重要です。

さらに、高齢者・障害者などを支える日常生活自立支援事業の一層の充実・強化、成年後見制度の活用などをもって地域における総合的な権利擁護体制の構築をすすめていきます。

【福祉サービスの質の向上にむけた 総合的な取り組みの推進】

福祉サービスの質に関する総合的な検討の場として、平成25年8月に「福祉サービスの質の向上推進委員会」を設置しました。介護・保育の供給体制の整備が進められていくなか、福祉施設・事業所が主体的に福祉サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるとともに、第三者評価の受審促進、苦情解決等の推進をはかっています。

また平成24年度から義務化された社会的養護関連児童福祉施設(1,060か所)の第三者評価について、全社協において評価調査者の養成、評価機関の認証を進めるなど受審を促進しています。

【地域における総合的な権利擁護・ 日常生活自立支援体制の構築】

社協事業の柱である日常生活自立支援事業は、利用者数が4万人をこえ、困難な課題のある人々の地域での暮らしを支えるうえで大きな役割を果たしています。今後、さらに幅広い方々へのきめ細かな支援を行うため、成年後見制度との連携促進が課題です。地域における総合的な権利擁護・相談支援体制の確立にむけて、「権利擁護・成年後見センター（仮称）」の設置方法等の提案を行っていきます。

【児童虐待防止の取り組みの強化】

地域における児童虐待の予防活動を推進すべく、子育て家庭に対する「訪問型支援事業」を実施している市区町村社協や児童福祉施設の取り組みについてヒアリングを実施し、孤立しがちな家庭（親と子）への支援のあり方について検討し報告書をまとめました。（平成25年3月）

また、子ども家庭福祉分野に関わりのある種別協議会、関係団体、学識者等により構成される検討会を設置し、「児童虐待防止に向けた行動方針」を策定しました。



Topics & Data

！ 福祉サービス第三者評価事業の促進

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みで、自己評価、第三者評価の実施過程、結果を通じ、事業者の主体的な福祉サービスの質の改善につなげていくことを目的としています。

Data

- ▶ 第三者評価事業受審件数・・・・・・・・・・・・・・
3,579件(平成24年度)
- ▶ 平成17年度以降平成24年度までの延べ受審件数・・
22,001件

！ 運営適正化委員会事業(苦情解決)

Data

- ▶ 苦情受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3,324件**
- ▶ 上記以外の相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **3,913件**

！ 日常生活自立支援事業の活用促進

認知症や障害などにより、判断能力が十分でない方々に対して、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援します。

Data

- ▶ 平成24年度新規契約件数・・・・・・・・・・・・・・
10,885件
- ▶ 実利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
25,522人(H20.3末) ⇒ **40,720人**(H25.3末)

福祉・介護サービスの 人材を育てます

福祉・介護サービスを担う 人材確保、育成、定着支援の 取り組み



福祉・介護、保育サービスへのニーズが量・質ともに高まるなか、それを担う人材の確保は喫緊の課題です。現在、福祉人材の有効求人倍率は高水準が続き、福祉人材の確保が深刻な課題となっています。さらに、離職率の高さが福祉職場の問題であり、対応が急がれます。

都道府県・全国の福祉人材センター（バンク）では、福祉に関する求人・求職情報を登録してマッチングを行う職業紹介事業をはじめ、中高生や未経験者等への働きかけを行い、福祉分野への就労をはかるよう取り組んでいます。

また、福祉サービスは「対人援助」が基本であり、福祉人材の資質が福祉サービスの実践に大きく影響します。中央福祉学院では、多様な研修を通じ、福祉サービスの質や専門性の向上をはかるとともに、福祉職員の生涯研修体系の開発・普及に取り組むなど、キャリア形成の基盤づくりをすすめています。

【福祉・介護人材の確保、育成と

福祉人材センター機能の強化】

中央福祉人材センターでは、各都道府県人材センターへの訪問支援にて運営の課題や事業改善の支援を行うほか、キャリア支援専門員のマッチング効果をあげていくための研究会議を開催しています。また、福祉人材確保を福祉施設・事業所とも連携してすすめるため、全国社会福祉法人経営者協議会や施設種別協議会との連携を強化しています。

待機児童の増加で保育所整備により、保育士の人材確保も深刻な課題です。都道府県福祉人材センターの一部では「保育士・保育所支援センター事業」を受託実施し、保育士確保対策について取り組んでいます。

【中央福祉学院研修事業の充実】

中央福祉学院では、社会福祉主事資格や社会福祉施設長の資格認定課程、社会福祉士通信課程などの通信教育と福祉施設や社協の職員を対象とした短期研修を実施しています。研修を受ける方々は、年間1万人を超えています。

また、平成24年度には、「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の標準テキスト、指導の手引、ワークシートを作成しました。キャリアに応じて①初任者編、②中堅職員編、③チームリーダー編、④管理職員編の全4巻で構成されています。今後、本研修課程の指導者養成研修等をさらにすすめ、種別協議会との連携のもと、社会福祉法人等の受講を促進するなど、同研修課程の本格的な普及を進めていきます。

Topics & Data

！ 47か所の福祉人材センターの事業展開

都道府県社協を実施主体として全国47カ所に設置されています。働きたい方（求職者）と人材を求める方（求人者）を結びつける無料職業紹介、福祉職場の人材確保の条件整備、職員の資質向上の支援の3つの柱で事業を展開しています。福祉人材センターの支所である福祉人材バンクも全国で28カ所設置されています。

Data

- ▶新規求人件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・
21万8,035件（平成24年度）
- ▶新規求職者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7万8,834人
- ▶採用人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1万743人（福祉人材センター・バンクの紹介や応募用紙を利用して、採用が決まった求人の人数）



！ 中央福祉学院での 人材養成の強化

中央福祉学院では、社会福祉主事資格や社会福祉施設長の資格認定課程、社会福祉士通信課程などの通信教育と福祉施設や社協の職員を対象とした短期研修を実施しています。

Data

- ▶16課程 25コース
受講者合計
10,814人

被災地・被災者への 継続的な支援、防災の 取り組みをすすめます

災害に備えた取り組みの推進



東日本大震災から2年半が経過した現在も、避難生活を送る人は29万人に及びます。復興に向けた動きがすすみつつあるとはいえ、厳しい地域環境や雇用問題のなかで暮らす住民の福祉ニーズもさまざまに変化しています。とくに、長引く仮設住宅の生活にある被災住民には、深刻な生活課題や孤立の問題、介護などのニーズも広がっています。

また、増加する福祉、介護ニーズを支える福祉施設・事業所の復興支援、民生委員・児童委員の活動の環境体制についても、引き続き国としての特別な対応策が必要です。

【東日本大震災被災地における社協活動、福祉施設の復興支援】

東日本大震災被災地・被災者への支援活動を推進し、生活支援相談員等による被災地における生活支援・相談活動の展開支援、被災社協の復興支援、被災した社会福祉法人・福祉施設に対する応援や再建・復興支援等に取り組んでいます。

【大規模災害に備えた体制整備】

東日本大震災被災地支援活動のこれまでの取り組みについて総括を行い、対応状況を記録として整理するとともに、各分野における課題の洗い出しを行いました。これらの活動実績と課題を踏まえて、今後の大規模災害時における福祉関係者による対応方針を明確にすることを目的に、全社協では検討委員会を設置し、「大規模災害対策基本方針」をとりまとめました。(平成25年3月) 大規模災害時にはこれをもとに全国の社協等関係組織で取り組んでいくことになります。

また、各県段階の「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築に向けて、国、都道府県・指定都市社協、各種別協議会等と連携して態勢整備をすすめています。



Topics & Data

！ 被災地への介護職員応援

全国社会福祉法人経営者協会では、平成24年6月から平成27年5月までの3年間の事業として、福島県相双地域の4カ所の法人(特別養護老人ホーム)及び岩手県、宮城県の社会福祉法人・福祉施設に対する介護職員の応援を行っています。

Data

- ▶ 福島県・・・・・・・・・
会員法人(36法人)から延べ**87名**の介護職員の応援を実施(平成24年度)
- ▶ 岩手県・・・・・・・・・
会員法人(5法人)から延べ**14名**の介護職員の応援を実施(平成24年度)
- ▶ 宮城県・・・・・・・・・
平成25年10月から応援開始

！ 災害ボランティア活動の状況

被災地の各県社協と市区町村社協では、発災直後より、災害ボランティアセンターの設置・運営をすすめ、被災者に対する支援活動(炊き出し、住居の片付けなどの環境整備、避難物資の対応)に取り組みました。

現在も、沿岸地域や内陸で、復興支援センター等の名称で活動が続けられており、変化しない住民のニーズをきめ細かく把握し、切れ目のない支援を続けることが必要となっています。

Data

- ▶ 被災3県におけるボランティア活動者数(概数)・・・・・・・・・
1,295,300人(平成25年9月30日まで)

！ 社協の生活支援相談員の配置、活動展開

住民の困りごとを把握し、支援に結びつけていくため、生活支援相談員が被災地の社協に配置されています。福祉事務所、保健師、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などと連携し、仮設住宅や地域の要支援者の訪問活動、サロン・交流の場づくりなどを行っています。

Data

- ▶ 生活支援相談員の配置数
(平成25年3月現在)・・・・・・・・・
岩手県 **188人** 宮城県 **201人**
福島県 **202人**

広報・メディア 活動で 社会福祉への 理解を広げます

出版事業・広報活動・国際協力



福祉関係者のための月刊誌、福祉を学ぶ人にむけたテキストなどを刊行するとともに、社会福祉への理解を広げるため、積極的に情報発信し、広報活動を強化しています。また、民間社会福祉分野における国際協力を推進しています。

【出版事業の拡充】

現場の福祉職員や経営者、研究者など幅広い関係者に対して福祉・介護等の最新情報を提供するとともに、社会福祉援助のスキルアップに資するべく、社会福祉関係図書、雑誌の企画内容の充実をはかっています。

【福祉活動の広報強化】

社会福祉に対する国民的な理解の促進にむけて、福祉の現場から課題提起するとともに、福祉の仕事の魅力を発信するなど、積極的な広報活動は欠かせません。本会ホームページで構成組織の事業・活動や全国各地の福祉実践を紹介することとあわせ、マスコミ懇談会の開催や「アニュアルレポート」（本誌）、「アクション Report」の発行（月2回）などを通してマスメディアや関係組織との関係強化をはかっています。

また、市区町村協や福祉施設を対象に、広報力強化セミナーを開催し、好事例の紹介などを通じて、福祉関係の組織における広報活動の充実にむけて取り組んでいます。

【国際協力は30年の積み重ね】

アジア各国の福祉人材の育成をはかるとともに、アジアにおける社会福祉ネットワークの構築を目的に、これまで30年間にわたってアジア諸国からの研修生を受け入れ、日本の福祉施設での研修を支援しています。事業開始以来24年度までの研修修了生は8カ国135名にのぼります。また、修了生の母国における福祉活動への支援、地震・津波・台風など大規模災害発生時における国際的な支援活動に取り組んでいます。



Topics & Data



108点の図書・月刊誌を刊行

関係者に対する福祉・介護等の最新情報の提供や社会福祉援助のスキルアップに資するべく、月刊4雑誌の企画内容の充実とともに、実務・実践に役立つ参考著書の刊行を通じた現場実践の支援を行っています。

Data

▶平成24年度刊行実績

新規企画図書7点、改訂図書24点、行政関係図書1点、年度版関係図書10点、月刊4雑誌及び増刊号52点、重版図書14点



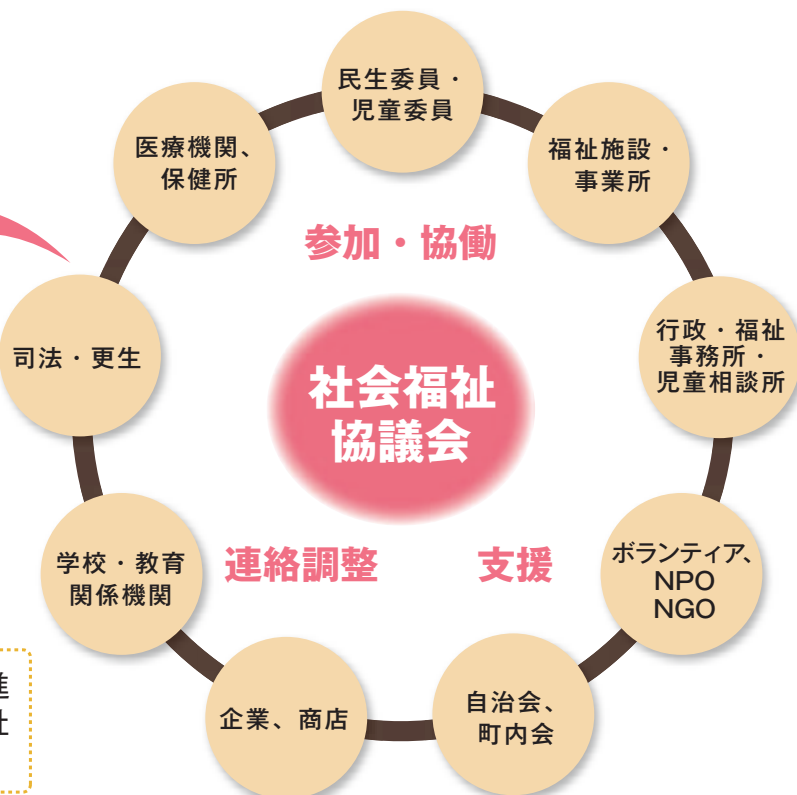
社会福祉協議会

(社協 しゃきょう)は、福祉のまちづくりをすすめます。

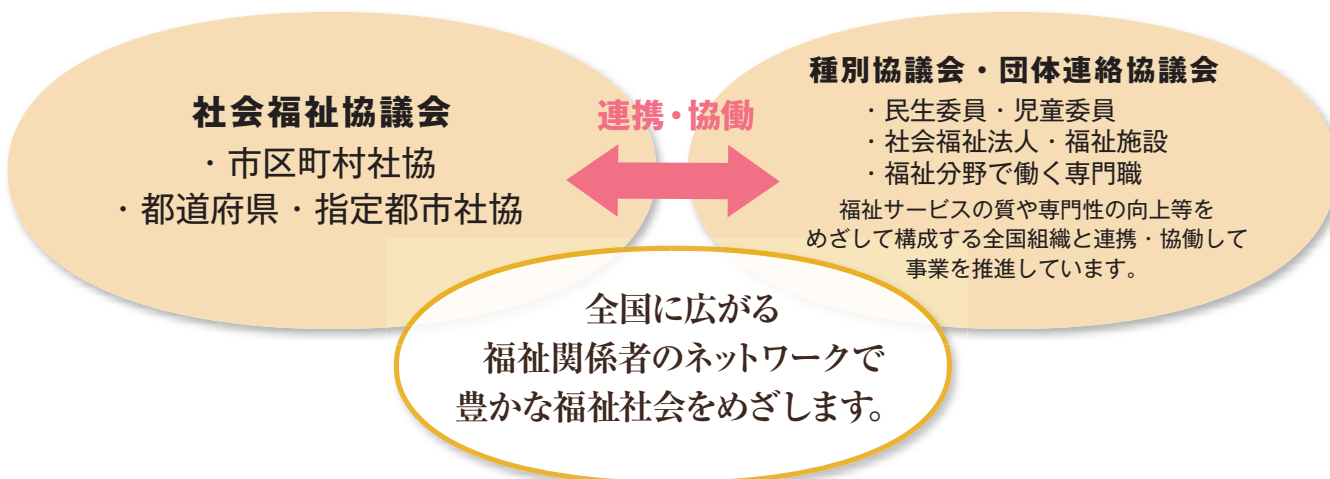
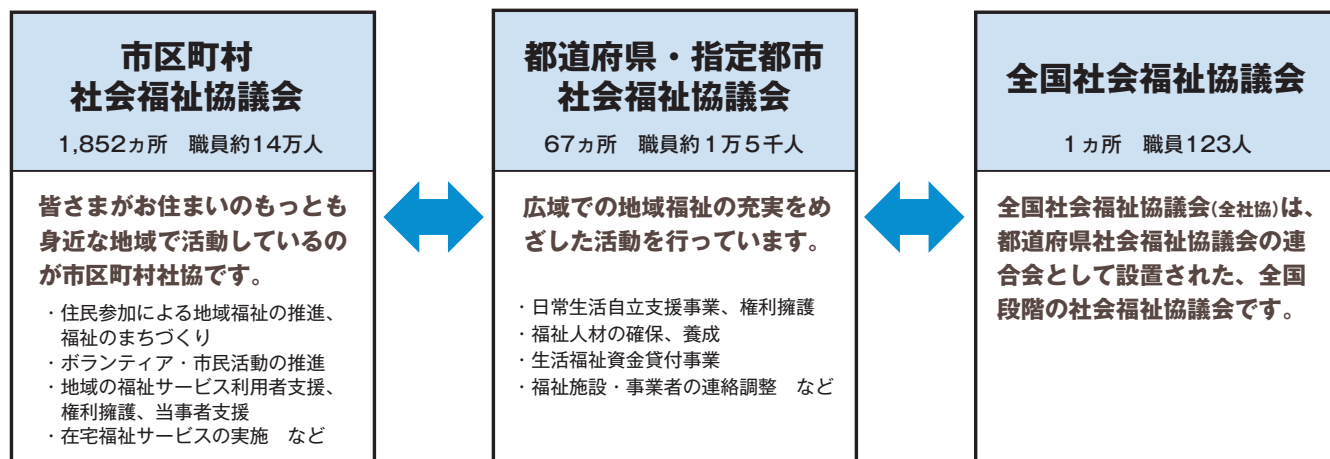
地域福祉の推進

一人ひとりのニーズを受けとめ、支援を行うとともに、地域全体の課題として解決をはかる仕組みづくりをすすめます。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした民間非営利組織で、社会福祉法に位置付けられています。



社会福祉協議会は、すべての市区町村、都道府県、そして全国の段階に組織されています。





全国民生委員児童委員連合会

(会員数 230,322人) ▶ <http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

民生委員・児童委員は、全国で23万人余が厚生労働大臣から委嘱されており、それぞれの地域において住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として活動し、地域から孤立や孤独をなくするなど安心して住み続けることができる地域づくりを推進しています。

全国民生委員児童委員連合会は、民生委員・児童委員制度に関する基本的な事項や、委員活動の強化推進に関する具体的方策に関する調査研究、活動実践の発展を進めるための各種事業を企画・実施しています。近年は、災害時要援護者支援のための取り組みをはじめ、民生委員・児童委員が一層活動しやすい環境づくりをめざし、研修の充実など委員が安心して活動を進められるための仕組みの検討、民生委員・児童委員制度やその活動について社会的な理解を深めるための広報活動等を進めています。



▶ 重点事業

- 1 「民生委員制度90周年活動強化方策『広げよう 地域に根ざした 思いやり』100周年に向けた民生委員・児童委員行動宣言』の推進、生活困窮者対策への対応
- 2 児童委員活動に関する新たな「活動強化方策・行動宣言」の策定、推進
- 3 一斉改選に関する対応、新任委員への支援
- 4 東日本大震災被災地民児協および被災者への支援
- 5 民生委員・児童委員による災害時要援護者支援のための取り組みの推進
- 6 民生委員・児童委員活動に関する事故補償制度の具体化
- 7 全国一律の民生委員・児童委員制度の堅持に向けた取り組み
- 8 民生委員・児童委員制度や民児協活動に関する情報発信、広報機能の強化
- 9 民生委員・児童委員研修の充実支援
- 10 全国民生委員児童委員大会の開催



全国社会就労センター協議会

(会員数 1,612施設) ▶ <http://www.selp.or.jp/>

全国の福祉的就労の場（障害者総合支援法における就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生産活動を行う生活介護事業、地域活動支援センター）で働く障害者は約20万人といわれます。全国社会就労センター協議会では、全国の社会就労センター（通称セルプ=SELP HELPの造語）の組織化、制度・予算改善活動、職員の資質向上をめざした各種研修会の実施、調査研究・広報活動、優先調達推進法の推進による工賃向上の取組等を行っています。



▶ 重点事業

- 1 「働く・くらす」を取り巻く制度・政策・予算の改善に向けた対応
 - 障害者総合支援法
 - 優先調達推進法
 - 障害者権利条約締結に向けた障害者制度改革
- 2 セルプ協「基本論」の具体化に向けた検討
 - 「働く・くらす」を支える就労支援施策のめざす方向の検討
- 3 実態把握等の調査・研究・研修活動の推進
- 4 全国大会・研修会等の企画・実施
- 5 事業振興の推進
 - 優先調達推進法の円滑な施行による官公需の推進への取り組み
 - 工賃向上計画事業の推進
 - 共同受注窓口の組織化、推進への取り組み

全国身体障害者施設協議会

(会員数 498施設) ▶ <http://www.shinsyokyo.com/>

全国身体障害者施設協議会は、身体障害者への支援を中心に行う障害者支援施設を会員とする組織です。「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」「可能性の限らない追求」「共に生きる社会づくり」という基本理念実現をめざし、全国的連絡調整、障害者福祉施策・事業に関する提言、調査、研究、協議を行っています。



シミュレーターを用いた喀痰吸引等研修の様子

▶ 重点事業

- 1 生活の個性を支えるサービスの質の保証・担保に向けた取り組み
- 2 地域における施設の機能・役割と具体的な事業実践・展開の提示
- 3 権利擁護・虐待防止のための取り組み
- 4 障害者総合支援法の施行への対応
- 5 災害への備えと継続支援
- 6 ブロック協議会等の活動支援・連携と、組織的課題の継続整理・検討



全国保育協議会

(会員数 20,891施設) ▶ <http://www.zenhokyo.gr.jp/>

全国の認可保育所数は、約2万4千か所、利用児童数は222万人と、年々増加しています。全国保育協議会は、公立、民間の全国の認可保育所の約9割が加入している保育団体です。

全国保育協議会では、都道府県・指定都市の保育組織や会員保育所との連携、関係機関・団体・市民と協働して「すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会」と「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にできる社会」の実現をめざし、さまざまな取り組みをすすめています。

また、会報誌やホームページ等による情報提供や研修会の企画・実施による保育関係者の質の向上を図る取り組み、保育に関する調査・研究事業、保育制度や施策について保育関係者の意見をまとめ、国等へ提言・要望するなどの活動を行っています。

▶ 重点事業

- | | |
|--|---|
| <p>1
 子どもの育ちを保障する取り組み
 ○質の高い保育を提供する
 ○保育者の資質向上を図る</p> <p>2
 子育てライフを支援する取り組み
 ○保育所を利用する保護者への支援を充実する
 ○地域子育て家庭への支援を充実する</p> <p>3
 多様な連携と協働をつくる取り組み
 ○子育て・子育て支援のネットワークの中で保育所の役割を発揮する
 ○地域の保育機能を強化する</p> <p>4
 子育て文化を育む取り組み
 ○子育てへの関心を高める
 ○子育て文化につながる活動を広げる</p> | <p>5
 子育て・子育てを支援する仕組みをつくる取り組み
 ○これからの保育所制度についての研究をすすめる
 ○社会連帯による子育て支援の仕組みづくりをすすめる</p> <p>6
 東日本大震災被災保育所の復興支援と災害対策の取り組み</p> <p>7
 組織強化、組織運営の充実にむけた取り組み</p> |
|--|---|

(写真は、会報『ぜんほきょう』表紙写真より。上から平成25年7月号、8月号、9月号)



全国保育士会

(会員数 186,460人) ▶ <http://www.z-hoikushikai.com/>

全国保育士会は、認可保育所等に勤務している保育士等18万6千人の会員を有する組織です。「全国保育士会倫理綱領」の理念をふまえ、「子どもの育ちを支え、保護者の子育てを支え、子どもと子育てにやさしい社会をつくる」ことを目的に活動しています。専門職としての責任のもと研修体系に基づく研修会の実施などで保育の質及び自らの専門性の向上に取り組んでいます。また、子どものより良い育ちを実現する制度や施策の充実に向けた提言等の活動も行っています。

▶ 重点事業

- | | |
|--|---|
| <p>1
 子どもの豊かな育ちを実現するための取り組み
 ○保育士等が働き続けられる職場づくりの推進
 ○保育の質の向上と実践強化
 ○保育所による「食育」の推進
 ○保育所の安全管理強化への取り組み</p> | <p>2
 保護者や地域社会に対する理解促進のための発信強化
 ○保育(養護と教育)の専門性の明確化と発信のための取り組み
 ○地域の子育て支援の推進
 ○子ども虐待防止に向けた取り組み</p> <p>3
 保育の充実に向けた保育士会組織強化と拡充
 ○専門性の向上のため「保育士の研修体系」に基づく生涯研修の実施</p> |
|--|---|



全国児童養護施設協議会

(会員数 592施設) ▶ <http://www.zenyokyo.gr.jp/>

児童養護施設は、様々な事情により家庭における養育が困難な、概ね2歳から18歳の子どもが生活する児童福祉施設です。現在、全国で592施設が設置され約3万人の子どもたちが暮らしています。全国児童養護施設協議会（全養協）は、施設で暮らす子どもたちの最善の利益をはかるため、児童養護施設の全国的な連絡調整を行うとともに、事業に関する調査・研究・協議を行い、その実践をはかることを目的として、様々な活動に取り組んでいます。

▶ 重点事業

1. 国の「社会的養護の課題と将来像」を受け、更なる制度の改革と養育の質の向上のための施策の充実をめざす
○施設の小規模化、地域分散化、高機能化への対応
○第三者評価及び自己評価の取り組み推進
2. 人材確保と育成、職員の処遇改善や支援体制の構築に向けて取り組む
3. 措置制度の堅持と最低基準の向上に取り組む
4. 入所児童の権利擁護を推進する
5. 大規模災害等への対応と支援体制の構築を検討する



全国乳児福祉協議会

(会員数 131施設) ▶ <http://www.nyujiin.gr.jp/>

乳児院には、さまざまな事情で家庭で暮らすことができない0歳から就学前までの乳幼児が全国で約3千人暮らしています。全国乳児福祉協議会は、子どもの命を守り、豊かな育ちを支えるため、養育の質の向上にむけ取り組みを行っています。また、乳児院の果たすべき役割や機能の実現にむけ、アセスメント機能強化や専門職（心理職等）の活用による専門的養育機能の充実をすすめています。

▶ 重点事業

1. 職員の養育の質の向上にむけた取り組み
○「新版 乳児院養育指針」の一部改訂にむけた検討と普及促進
○第三者評価事業推進にむけた取り組み（受審促進と内容理解の推進）
○「乳児院の研修体系」の具体化
○「乳児院倫理綱領」「より適切なかわりをするためのチェックポイント」の見直しと活用の徹底
2. 入所児の命を守るための施設機能の見直しへの取り組み
○「乳児院の将来ビジョン」の具体化（心理職のガイドライン策定とアセスメント機能強化にむけた取り組み）
○施設の小規模化及び家庭的養育推進に係る乳児院の施設機能のあり方検討
○乳児院等社会的養護体制の推進と財源確保のための提言・意見具申



全国母子生活支援施設協議会

(会員数 241施設) ▶ <http://zenbokyoku.jp/>

母子生活支援施設は、さまざまな事情のある母子家庭などの女性と子どもが利用する児童福祉施設です。専門職員が相談支援や心理的支援を行い、生活を支えて子どもの育ちを保障します。厳しい状況であっても母と子どもと一緒に暮らしながら、課題を乗り越えていくことを支援する施設です。全国の施設で約4千世帯、1万人の母と子どもが生活しています。このうち子どもの数は約6千人です。全国母子生活支援施設協議会では、母子生活支援事業の発展と子ども家庭福祉の推進をめざし、全国的な連絡調整、調査・研究、職員研修、行政施策への提言・要望等を行っています。

▶ 重点事業

1. 「私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）」の策定に取り組む
母子家庭の状況や子育て環境は大きく変化してきており、今日の母子世帯のニーズやライフスタイル等を踏まえた、母子生活支援施設が担うべき役割・支援機能について検討を行います。
2. 「母子生活支援施設運営指針」の普及と「母子生活支援施設運営の手引書」（仮称）の策定・活用により、利用者支援の充実・強化に取り組む
「運営指針」を支援の質の向上をすすめるための指針と位置づけ普及をはかります。さらに、「手引書」の策定に取り組み、内容の充実をはかります。
3. 「倫理綱領」の普及および具体化に取り組む
全ての母子生活支援施設が母と子の最善の利益を保障するため、倫理綱領の具体化に向け取り組みます。



全国福祉医療施設協議会

(会員数167施設 (病院・診療所))

全国福祉医療施設協議会は、生活保護受給者や難民申請者・DV被害者・人身取引被害者・刑余者など多様な課題を持つ生活困窮者を対象に、無料・低額診療事業及び医療保護事業を行う病院・診療所を会員とする組織です。都道府県・指定都市社会福祉協議会との連携により、福祉医療事業の一層の発展をめざして、福祉医療の実践を集約するとともに、福祉医療事業に関わる課題を検討し協議を行うなど、各種活動に取り組んでいます。

▶ 重点事業

- 1 組織強化への取り組み
○会報「福祉医療協ニュース」の発行
○会員向け啓発資料等の普及
- 2 調査研究の実施
- 3 無料・低額診療事業をめぐる動向への対応
- 4 情報提供の強化
○研究紀要の発行
○福祉医療に関連する資料、都道府県県組織作成資料等、必要な資料の提供
- 5 東日本大震災への対応

全国ホームヘルパー協議会

(会員数4,626人) ▶ <http://www.homehelper-japan.com/>

全国ホームヘルパー協議会は、ホームヘルプサービスの発展向上を期するために、全国的連絡調整を行うとともに、事業に関する調査、研究協議を行い、かつ、その実践をはかることを目的としたホームヘルパー自身の組織です。また、ホームヘルプサービスの専門性を確認し、専門職としての自覚を持って仕事に取り組むために倫理綱領を定め、サービスの質の向上に努めています。

▶ 重点事業

- 1 ホームヘルプサービスの質の向上をはかるための調査・提言活動
- 2 ホームヘルパーの資質向上をはかる研修の実施
- 3 ブロック研修会に対する支援と協力
- 4 情報誌・関係資料の発行
- 5 災害時の避難所でのホームヘルパーによる支援体制の構築
- 6 関係団体・組織との連携、協力
- 7 全国ホームヘルパー協議会の運営



日本福祉施設士会

(会員数1,429人) ▶ <http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/>

「福祉施設士」は、全社協が実施する「福祉施設長専門講座」の修了者に全社協会長が付与する民間資格です。日本福祉施設士会は、社会福祉施設運営管理の専門職たる福祉施設士の資質向上のための生涯研修、ならびに福祉施設職員等の養成研修を通じて施設福祉・地域福祉推進に寄与することを目的に設立されました。会員である福祉施設士は、施設の運営・管理全般にわたる生涯研修、「福祉QC」活動の普及などを通し、施設サービスの質の向上に資する自己研鑽を行っています。

▶ 重点事業

- 1 都道府県組織及びブロック組織の強化
- 2 会員のマネジメント能力の向上及び会員施設職員の資質の向上を目的とした研修事業の充実
- 3 会員に対する社会福祉情報の提供の充実
- 4 福祉実践やマネジメントに関する実践及び研究の促進及び発表の場の設定
- 5 施設長として有すべき資質・能力向上策及び地域における福祉施設のあり方の検討・提言・実践
- 6 TQM (Total Quality Management=「福祉QC」活動) 及びTQMの根幹を成す「福祉QC」サークル活動による職員の資質の向上ならびにサービスの質の向上に関する取り組みの促進
- 7 民間資格としての「福祉施設士」の社会的認知の確立

全国社会福祉法人経営者協議会

(会員数6,903法人) ▶ <http://www.keieikyo.gr.jp/>

社会福祉施設を経営する社会福祉法人を会員とし、その経営基盤の強化、福祉施設の機能充実と健全な施設運営を目的として設立されました。都道府県社会福祉法人経営者協議会によって構成される組織です。社会福祉法人の存在意義と役割が期待される中、自律的な法人経営とその透明性を確保するとともに、福祉サービスの質の向上をはかり、福祉サービスを必要とする方々が安心した生活を送ることができるよう、また、地域になくはない社会資源としての役割を十分果たしていくためさまざまな経営支援の取り組みを展開しています。

▶ 重点事業

社会福祉法人制度のさらなる発展・強化に向けて、社会福祉法人が有する高い公益性・継続性を実践を通じて発揮すること、会員法人に対する経営支援の充実や経営協組織の強靱化を図るべく都道府県組織との連携強化の取り組みを促進すること、広報活動の充実を図り社会福祉法人に対する国民等からの理解を得ていくことを重点事業としています。

- 1
社会福祉法人の公益性発揮
①生活困窮者の生活支援に関する取り組み
②「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築に向けた取り組み
③「アクションプラン2015」、「社会福祉法人発展・強化プロジェクト」の推進
④社会福祉法人制度をめぐる基本的な課題の整理
- 2
都道府県経営協との連携強化
①都道府県経営協と全国経営協による協働事業（モデル事業）の実施
②地方分権改革への対応
③経営協組織における「ブロック」のあり方検討
- 3
広報活動の充実と国民の理解促進
①広報活動の充実
②社会福祉法人の「見える化」促進

全国社会福祉法人経営青年会

(会員数1,107人) ▶ <http://www.zenkoku-skk.ne.jp/>

全国社会福祉法人経営青年会は、平成7年に全国社会福祉法人経営者協議会の内部組織として発足しました。次代の社会福祉法人経営を担う50歳未満の方の育成と、これからの社会福祉法人経営のあり方を追求し、その成果を社会に発信することを目的に、各種研修会の開催や社会福祉法人の経営に関する研究活動を行っています。

▶ 重点事業

- 1
社会福祉法人のあるべき姿を追求
種別ごとの経営課題のみならず、人材確保・育成、情報発信、災害対応といった社会福祉法人全体が直面する経営課題や社会福祉法人が積極的に取り組んでいくべき生活困窮者支援の方策について検討を進めます。
- 2
社会福祉法人経営を担う人材の育成
社会福祉法人経営の中核を担う者として必要なスキルの習得や全国の福祉関係者によるネットワーク構築を進めます。
- 3
社会への積極的な情報発信
各種委員会での検討内容をまとめた報告書等を、本会ホームページを通じて広く社会に対して発信します。

障害関係団体連絡協議会 (構成団体20団体)

障害者の福祉向上を目的とし、全国的な組織をもつ障害関係団体の連結連携をはかり、必要な実践を行っています。

▶ 重点事業

- 1
具体化する障害者制度改革の進捗状況・内容を把握し、課題を整理する。
○障害者総合支援法の動向
○障害者差別解消法の動向
○障害者権利条約の動向
- 2
災害時の障害者避難等に関する研究
- 3
各種必要な情報提供、意見交換
○「障害関係ニュース」の配信・提供
○「障連協セミナー」の開催
- 4
協議会の開催
- 5
全国社会福祉協議会及び関係団体事業等への参加・協力

全国厚生事業団体連絡協議会 (構成団体4団体)

全国救護施設協議会、全国更宿施設連絡協議会、全国婦人保護施設連絡協議会、全国身体障害者更生施設協議会によって構成される組織です。地域におけるセーフティネットとしての機能を発揮する施設として、関係機関と連携しながら、利用者の生活自立に向けた支援等に取り組む厚生事業関係施設の役割・機能の拡充をはかっています。

▶ 重点事業

- 1
さまざまな社会的支援を要する人々への対応
- 2
地域生活移行に向けた支援方法の検討
- 3
厚生事業関係施設をめぐる諸課題への対応
- 4
施設における暴力被害者への支援の質の向上

高齢者保健福祉団体連絡協議会 (構成団体2団体)

高齢者保健福祉分野の全国団体間の連絡調整を目的として、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会により構成される組織です。本会の各種委員会に参画し、高齢者介護・福祉をめぐる課題に取り組んでいます。

▶ 重点事業

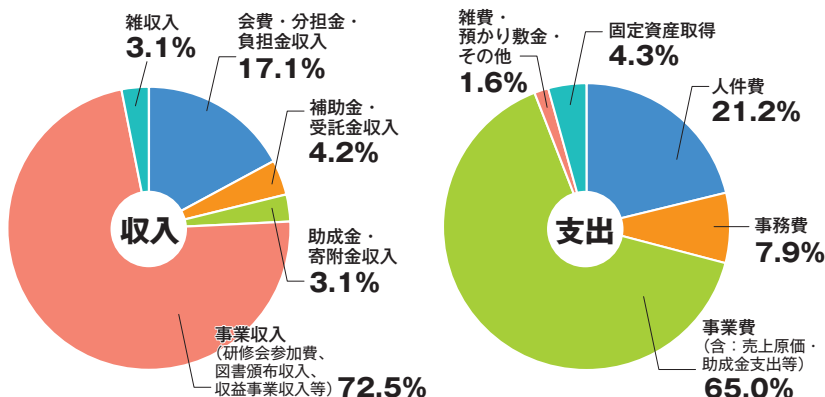
- 1
全国社会福祉協議会各種委員会との連携
○社会福祉施設協議会連絡会への参画
○政策委員会への参画
○福祉施設長専門講座運営委員会への参画
- 2
情報提供・その他
○全国社会福祉協議会高齢者福祉関連事業との連携
○高齢者の保健福祉の増進に関わる事業との連携

平成24年度

収入
5,773,570,517円

支出
5,084,098,592円

一般会計、公益事業特別会計、
収益事業特別会計の総合計額です。



全国社会福祉協議会

会長 1名

副会長 5名

常務理事 2名



全国社会福祉協議会の 主な事業内容

■ 全国的な社協活動の推進とよりよい福祉制度づくりへの取り組み

全国の社協活動を支援するとともに、地域のニーズや現場の実態に関する調査研究を実施し、国等への提言を行っています。

■ 福祉サービスの質の向上に向けた取り組み

全国の福祉施設や専門職団体等と連携し、福祉サービスの第三者評価事業の普及等を通じてサービスの質の向上に取り組んでいます。

■ 福祉サービス利用者の権利擁護のための取り組み

認知症など判断能力が十分でない人への支援を行う「日常生活自立支援事業」や福祉サービスの苦情解決事業等を通じて権利擁護を推進しています。

■ 新たな福祉課題への取り組みの推進

深刻化する孤立や生活困窮、ホームレス、虐待、ひきこもり等、新たな福祉課題への取り組みを関係者と連携して推進しています。

■ 民生委員・児童委員活動への協力

地域で援助を必要とする方々への支援活動や相談・助言などを担う、全国約23万人の民生委員・児童委員の活動を支援しています。

■ ボランティア・市民活動の振興

活動に関する情報提供や調査研究、ボランティアコーディネーターの養成研修などを通じてボランティア・市民活動の振興をはかっています。

■ 社会福祉関係者への研修等の実施

ロフォス湘南・中央福祉学院では、約80の研修コースを実施しており、毎年全国から約1万人が受講しています。

■ 社会福祉関係図書の出版

月刊誌（「月刊福祉」、「保育の友」「ふれあいケア」「生活と福祉」）、福祉従事者の養成研修テキスト、専門書、実務書等を幅広く出版しています。

■ アジアへの社会福祉への支援

昭和59年から毎年「アジア社会福祉従事者研修」として研修生を受入れるとともに、修了生の現地での福祉活動支援を継続的に行っています。

■ 国際福祉機器展の開催

毎年、アジア最大規模を誇る福祉機器の展示会を（財）保健福祉広報協会と共催しています。例年3日間で10万人を超える来場者があります。





<http://www.shakyo.or.jp/>

ふれあいネットワーク

 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL：03-3581-7851（代表）／03-3581-4657（政策企画部広報室）

平成25年10月